

シンガポール日本人学校事務局

DEPENDANT'S PASS ディペンダントパス (写) の提出について

シンガポール移民局の通達により、日本人学校に通う児童・生徒は、就学可能な滞在許可証 (DP, PR, Student Pass等)を保持している必要があります。

新入生は入学日より2週間以内に滞在許可証(DEPENDANT'S PASS等)の写し(裏面のQRコードが読み取れる鮮明なもの)を下欄に貼り付けて、事務局へ必ずご提出ください。

(新入学手続き時(オンライン願書提出時)にご提出いただいた場合でもお手数ですが、 再提出をお願いいたします)

就学可能な滞在許可証がない場合は、学校に通学できませんのでご注意願います(観光ビザ、 ロングタームビジットパスでは就学できません)。

締切日 : 入学日より2週間以内

*DP を更新され、新しいカードの再発行がない場合でも、必ず学校へコピーを提出してください。

*通学期間中に保護者のEPがキャンセルされた場合は、Student Passの取得が必須となります。

EP をキャンセルする前に必ず事務局までご相談願います。				
りりり				
() t)\tag{-1}	.			
()小学部 ()キャンパス	FOR OFFICE USE ONLY		
()中学部		Received Date	Keyed	Checked
年 組				
学籍番号:				
表		裏		
) (

DP の有効期限: **日**

年

月